**ユネスコ「世界の記憶」国内申請書（和文）**

(様式２)

**1.0 申請する記録物又はコレクションのタイトル**

端的にすること（最大英単語10ワード（日本語で20文字程度）が望ましい）。

**2.0 申請する記録物の概要 （400字前後で記載）**

申請する記録物の**端的な説明**とその**世界的重要性**を述べること。また、関連する場合には必ず、「UNESCO’s Global Priorities Gender Equality and Africa」との関連性についての説明を含めること。

全てのセクションの記載を終えてから、**最後に**この部分を記載すること。申請にあたって記載した全ての重要なポイント、特に、**「なぜ」、「どのように」申請する記録遺産が国際登録の基準に合致しているか**の、重要性の記述において記載した主たる部分の説明を含めること。

**3.0 申請者の連絡先**

3.1　申請者（個人または団体）の名称

3.2　申請する記録物との関係（所有者／管理者など）

3.3　住所

3.4　電話番号：

3.5　メールアドレス：

3.6　共同申請者（該当する場合）

**4.0　権限に関する宣言**

**私は、自分が本申請書に記載する記録物を、「世界の記録」登録に申請する権限を有することを保証します。**

署名　（省略可）

氏名及び肩書：

日付：

**5.0 法的情報**

5.1 所有者（個人又は団体）の名前

5.2 住所

5.3 電話番号：

5.4 メールアドレス：

5.5 所有者と管理者が異なる場合、管理者の名前と連絡先

5.6 法的状況

申請する記録遺産の保存について法的及び管理上の責任について詳細を記載すること

法的状況についての関連する何らかの文書があれば、スキャンの上、申請書と一緒に提出すること

5.7 著作権の状況

記録遺産の著作権状況が分かっている場合は、記載すること。但し、文書やコレクションの著作権の状況は当該記録物の重要性には関連せず、登録基準を満たすかどうかの判断においては考慮されない。

申請にあたって画像を提出する場合は、ユネスコ「世界の記憶」ウェブサイト上からダウンロードできるに署名の上、申請書とともに提出すること。

（参考）「非独占的権利付与にかかる契約」書／URL:

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/Rights%20authorization.pdf

5.8 アクセス容易性（文化的な制限を含め、アクセスにかかる何らかの制限がある場合は記載すること）

当該記録物又はコレクションは、どのように利用できるかを記載すること。

アクセスにあたって法的・文化的な制限がある場合は、その制限の内容を記載すること。

アクセスを目的とするデジタル化が推奨される。アクセスのためのデジタル化はすでにされているか、また予定されているかを記載すること。

可能であれば、当該記録遺産にかかるリンクを含めること。

**6.0 記録遺産の特定及び説明**

6.1 申請する記録物／コレクションの名前及び識別情報

申請する記録物と申請機関の正確な名称を記入すること。ここに記載されたものが、申請記録物が登録された場合に、登録証明書に記載される。

6.2 記録物の種類

例として、書籍、写本、デジタル、絵画、手稿、地図、音楽／音声／録音、文書〔論稿〕、写真／画像、ポストカード、報告書、動画／映画など。

6.3　目録又は登録の詳細

申請する記録物又はコレクションの目録上または登録上の詳細を記載すること。

世界的重要性に関連する場合は、当該記録物の物としての特徴を記載すること。

申請するコレクションまたは記録群は、明確な開始日と終了日を有する、完結したものとすること。

目録や登録における詳細があまりにも扱いにくいものである場合、サンプルとなる目録の記述、受入又は登録番号とともに、内容の記述を記載すること。

目録／登録の詳細を附録として付すか、オンライン目録に言及するなどの形にすることも可。

6.4 視覚的な提出物（可能である場合／適切である場合）

関連する写真画像や視聴覚資料などの視覚的な提出物とすること。

JPGファイルにした写真を申請書とともに提出すること。視聴覚資料の場合は、CD、DVDまたはUSBキーで提出すること。

6.5 由来／出所

記録物またはコレクションが作成された時から、現在の機関に所蔵されるに至るまでの由来（その背景や出所情報）を記載すること。これは記録物又はコレクションの**真正性**に必須の情報となる。全ての詳細はわからないかもしれないが、当該記録またはコレクションについてできる限り包括的に説明すること。

6.6 文献情報

書誌情報は、当該記録遺産が学者によっていかに使われてきたかや、その影響、また影響力に関わる知見が公のものとなっているか証明するものである。その影響力を示すためにも、自国の学者だけでなく、国外の学者の業績も引用するとよい。

6.7申請する資料の価値や出所情報について専門的知見を有する最大3名／3機関までの専門家又は専門機関の名前、〈学術的〉資格、連絡先。

名前：

〈学術的〉資格：

連絡先（メールアドレス）：

これら照会先となる者の名前及び連絡先は、「世界の記録」登録簿において公開されたり、許可なく第三者に提供されたりすることはない。専門家の中に、ジェンダーバランスの取れた代表者がいることを確認すること。なお、〈記録物の〉評価にあたって幅広い知見を得るために、上記の他の権威のある専門家にも連絡する場合がある。

**7.0 選考基準に対する評価**

7.1 一義的基準 ― 世界的重要性。以下の重要性の基準1つ以上についてコメントすること。

申請する記録遺産に対して、全ての基準を記載する必要はない。申請について関連する基準のみ選択すること。

7.1.1 歴史的重要性

申請する記録遺産は、ジェンダー平等への貢献を含め、世界の歴史において何を語りかけるものか。例えば、以下の事柄を扱っているか。

* 政治的、経済的、社会的、または精神的活動
* 世界史を代表する著名人
* 世界を変えた重要性を持つ事件
* 重要な特定の場所に関するもの
* 伝統的な習慣
* 他国又はコミュニティとの関係
* 生活や文化様式の変化、固定観念への挑戦
* 歴史の転換点、または重要なイノベーション
* 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関わるものにおける、卓越した事例

7.1.2 形式や様式

この基準は、記録遺産のモノ／媒体としての特徴に関するものである。多くの記録遺産は、例えば手稿やタイプ打ちされた文書記録などは、形式や様式において特別優れたものではないかもしれないが、ある種の記録遺産は、この点で革新的な品質や高度な芸術性を示すものがある。本基準はこうした記録遺産に適用するものである。

* 当該記録遺産はその種の記録において特に優れたものか。
* 審美性や職人技、芸術性において特に優れたものか。
* 新しい、または珍しいタイプの媒体か。
* 現在は失われてしまったタイプの記録物の事例となるものか。

7.1.3 社会、コミュニティ、精神的な重要性

この基準は、**現在における**、記録遺産と特定のコミュニティとの精神的つながり（attachment）に関わるものである。例えば、コミュニティの敬愛する指導者に関する記録遺産や、特定の事件や場所の証しとなる記録への、女性の権利やジェンダー平等、包摂の促進といった社会運動、あるいは、精神的な指導者や聖人に関連した文書による記録遺産への崇拝などである。この精神的つながりがどのように表現されているかの情報を提供すること。

7.1.4 ジェンダー平等

ジェンダー平等は、ユネスコの2つの世界的優先課題のうちの1つである。申請する記録物やコレクションにはジェンダー分析が含まれているべきであり、ジェンダー平等に関連し、世界史の中で女性が果たした重要な役割の記録に貢献する特定の側面がある場合は、それらを詳細に記載しすること。その際には、申請する記録物が女性や少女の人生、女性や少女またはジェンダー平等への影響について何を語りかけるものか説明すること。

ジェンダー分析に基づき、申請する記録物やコレクションがジェンダー平等に貢献していない場合は、「Do Not Harm（危害を加えない）」原則が適用されるべきである。

7.2 相対的基準。以下の相対的基準の一つ以上についてコメントすること

7.2.1 希少性

当該記録物あるいはコレクションは珍しいものか、（もし作成された物のうちたった１つが現存するのであれば）たった一つだけのものか、あるいはかつては広く普及していたものの現存する最後の一点か、類似の記録物あるいはコレクションは存在するか、等について記載すること。

7.2.2 完全性、完全度、状態

当該記録遺産は完全なものか、あるいは章やページが失われていないか、記録遺産の一部が失われたり、補足的な部分が他の場所に保存されたりしていないか、もしそうであれば、詳細に記載すること。またどのような状態にあるかについても説明すること。

7.3 重要性の説明

7.1及び7.2で記載した内容を要約し、記録遺産の出所に基づいて真正性を証明すること。関連する場合には、記録遺産が「UNESCO Global Priority Gender Equality」にどのように貢献しているかを示すジェンダー平等分析の結果を含めること。の世界の歴史や文化において当該記録遺産資料の影響とは何か。なぜその記録遺産が世界の記憶にとって重要なのか。国や地域を超えて、生活や文化に与えた影響とは何か。なぜその記録遺産が「世界の記憶」にとって重要で、その喪失が人類の遺産の貧困を招くのかを説明すること。

**8.0 関係者との協議**

8.1 本申請について、ジェンダーバランスの取れた表現を可能にするような関連する関係者との協議にかかる詳細を記載すること。

関連する関係者とは以下のとおり。

* 記録遺産の所有者／管理者
* 記録遺産に関わるコミュニティ
* 当該記録遺産を研究する学者

**9.0 リスク評価**

9.1　申請する資料に対する脅威の性質と範囲を詳細に記載すること。

当該記録遺産は以下のリスクがあるか。

* 気候的条件
* 劣悪な保存場所
* 経済的課題
* 政治的介入の可能性

〈所蔵する〉記録遺産が危険にさらされているのであれば、そのように知らせること。ユネスコはその真の状況を知る必要がある。

**10.0 保存と利用にかかる管理計画**

10.1既存の計画があれば、記載するか、文書をスキャンして添付すること。計画がない場合は、検討されている保存、収蔵庫、アクセスに関する戦略の詳細を記載すること。

**11.0 申請を後押しするその他の情報**

11.1必要であれば、以下に記載するか、スキャンした文書を添付すること。

申請の支持声明や登録された際の記録遺産の促進にかかる計画、あるいは申請する記録遺産に関する報道記事などが含まれる。当該記録遺産は教育や研究にどのように活用したいか、などについて記載すること。

**12.0 チェックリスト**

|  |
| --- |
|[ ]  要約の記載（セクション２） |
|[ ]  申請と連絡先の記載（セクション３） |
|[ ]  権限の宣言への署名及び日付の記載（セクション４） |
|[ ]  共同申請の場合、セクション４を適切に書き換え、全機関からの権限の宣言がえられていること |
|[ ]  法的情報（セクション５） |
|[ ]  所有者と管理者が異なる場合、管理者の詳細の記載（セクション５） |
|[ ]  法的状況の詳細の記載（セクション５） |
|[ ]  アクセス容易性に関する詳細の記載（セクション５） |
|[ ]  画像に関する著作権の許諾についての記載（セクション５） |
|[ ]  目録及び登録簿に関する情報（セクション６） |
|[ ]  由来／出所の記載（セクション６） |
|[ ]  文献情報の記載（セクション６） |
|[ ]  個々の審査員の特定（セクション６） |
|[ ]  一義的基準に関する重要性（セクション７） |
|[ ]  相対的基準に関する重要性（セクション７） |
|[ ]  重要性の説明（セクション７） |
|[ ]  関連するものがあれば、関係者との協議にかかる詳細の記載（セクション８） |
|[ ]  リスク評価の記載（セクション９） |
|[ ]  保存と利用の管理計画の要約の記載、または提案する戦略（セクション10） |
|[ ]  その他の提供情報　―必要な場合（セクション11） |
|[ ]  記録遺産の説明のために特定された適切な品質（300dpi、JPG形式、フルカラーが望ましい）で作られた写真及びスキャンされた追加的文書 |

*　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　CI/DPT/DHE/2023/11*

**非独占的権利付与に関する契約**

参照:

1. a) 私（以下に署名した者）は、以下に記載しているメディアオブジェクトの著作権者です。

タイトル

ビデオ:

オーディオ:

写真:

**(最小解像度600 dpi)**

以下「著作物」といい、メディアオブジェクトの全部または一部について、デジタルを含むあらゆる形式で利用、出版、複製、拡散し、公衆に伝達する非独占的権利を無償でユネスコに付与します。

b) これらの権利は、全世界における著作権の法的期間にわたってユネスコに付与されます。

c) 著作物がいかなる形式で使用される場合も、著者の名前が引用されます。

2. 私は証明します。

a) 私は著作物の唯一の著作権者であり、本契約により付与された権利並びに著作権に関する国内法、及び関連する国際法によって私に与えられたその他の権利の所有者であり、本契約を締結するための完全な権利を持っています。

b) 本著作物は、既存の著作権やライセンスに対する違反や侵害ではまったくなく、わいせつ、名誉棄損、中傷的な内容は一切含まれていません。

氏名、住所、所属、メールアドレス、電話番号 　　　　　　　　　日付：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 署名：